

## 国民健康保険

- ★国民健康保険の手続きには、マイナンバーがわかるものと、本人確認書類が必要です。
- ★被保険者本人とは、別世帯の代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。

このようなとき		必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき ※転入手続きをとってください。	●転出証明書 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき	●健康保険の脱退証明書 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき ※出生手続きをとってください	●母子健康手帳 ●印鑑 ●本人確認書類
	障害認定の撤回により後期高齢者医療制度の適用がなくなったとき	●障害認定の資格喪失届書 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	●生活保護廃止決定通知書 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき ※転出手続きをとってください	●国民健康保険被保険者証 ●印鑑 ●本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険被保険者証 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの ●職場の健康保険証または健康保険の加入証明書
	死亡したとき ※死亡の手続きをとってください	●国民健康保険被保険者証 ●死亡診断書のコピー ●印鑑
	障害認定により後期高齢者医療制度へ切り替わったとき	●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療制度被保険者証 ●マイナンバーがわかるもの ●印鑑 ●本人確認書類
	生活保護を受けることになったとき	●国民健康保険被保険者証 ●生活保護開始決定通知書 ●印鑑 ●本人確認書類 ●マイナンバーがわかるもの
	住所、世帯主、氏名が変わったとき・世帯を分けたときや一緒にしたとき ※戸籍・住民登録などの手続きをとってください	●国民健康保険被保険者証 ●印鑑 ●マイナンバーがわかるもの
その他のとき	親元から離れて修学するために転出するとき ※転出手続きをとってください	●国民健康保険被保険者証 ●印鑑 ●マイナンバーがわかるもの ●学生証や在学証明書など
	国民健康保険被保険者証の再交付申請をしたとき	●本人確認書類 ●印鑑(世帯主名字のもの) ●マイナンバーがわかるもの

## 国民年金

### 必ず加入しなければならない人

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の学生および農業、漁業、自営業などの人、無職の人
第2号被保険者	厚生年金の被保険者および共済組合の組合員(会社員や公務員など)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

### 希望すれば加入できる人(任意加入者)

- 60歳以上65歳未満で第2号被保険者でない人
- 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人
- 厚生年金や共済組合の老齢(退職)年金を受けている65歳未満の人
- 65歳以上70歳未満で、年金受給できる期間が足りない人

### 主な届け出

このようなとき		必要なもの
国民年金に加入するとき	20歳になったとき(第2・3号被保険者を除く)	●印鑑
	会社員や共済組合員でなくなったとき(第3号被保険者になったときは除く)	●年金手帳 ●職場の脱退証明書など ●印鑑
国民年金を脱退するとき	年金受給者が死亡したとき(国民年金のみの受給者)	●年金証書 ●印鑑 ※その他必要に応じて関係書類
	国民年金の加入者が死亡したとき	●年金手帳 ●印鑑 ※その他必要に応じて関係書類
その他のとき	厚生年金や共済年金の加入者である配偶者の扶養から外れたとき(第2号被保険者になったときは除く)	●本人の年金手帳 ●扶養離脱日が確認できるもの ●印鑑
	国民年金を請求するとき(第1号被保険者の人)	●年金手帳 ●印鑑 ※その他必要に応じて関係書類
	年金手帳を紛失したとき(第1号被保険者の人)	●印鑑 ●基礎年金番号がわかるもの、または本人確認書類
	住所や氏名に変更があったとき(第1号被保険者の人および年金受給者)	●印鑑 ●年金手帳 ●年金証書(受給者)

### 保険料の納め方

このようなとき	内容
納付方法について	保険料納付書は、日本年金機構から送付されます。指定された期日までに金融機関へ納付するか、口座振替を利用してください。コンビニエンスストアやインターネット、クレジットカードでも納付できます。また、保険料を納期前に一括で前払いすることで、保険料を割引する「前納制度」や「口座振替による割引制度」があります。
保険料の免除について	保険料を納めたくても納められない場合は「保険料免除制度」、「納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

### 給付の種類

種類	内容
老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間などを含む)が25年以上ある人が、原則として65歳に達したときから受けられます。ただし、希望により60~64歳までに繰り上げ請求したり、66~70歳までの繰り下げで請求することができますが、年齢に応じて減額または増額され、その減額率・増額率は生涯変わりません。
障害基礎年金	病気やけがで国民年金法に定める1級あるいは2級の障害者に認定されたとき支給されます。障害基礎年金を受給するには、保険料納付などの要件があり、また、65歳を過ぎると原則として請求できません。
遺族基礎年金	死亡した人によって、生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」または「子」が対象。「子」が18歳に達した日以後、最初の3月31日まで(障害の1級、2級の状態にあるときは20歳になるまで)に支給されますが、受給するための要件がありますので、ご注意ください。

保険 詳細MAP4図 D-4

一番近くで 一番の安心を贈りたい  
**(有) アイコー企画**



誰よりも身近に。迅速なフットワークでお客さまをサポートいたします!  
1993年、アイコー企画は静岡県榛原郡吉田町で産声を上げました。お客さまのニーズに合った保険を提案するために、損害保険から生命保険まで、各種保険を豊富にご用意しました。また、経験豊富な保険コンサルタントがお客さまの悩みを解決いたします。私たちは地域との繋がりを一番の幸せとして取り組んでいます。ご相談は無料で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■吉田町住吉1128-4  
■TEL:0548-32-4152 ■FAX:0548-32-6186  
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土曜・日曜・祝日  
■URL:https://aiko-kikaku.com/  
※ホームページを是非ご覧ください。 0120-150-372(アイコーミニナニ) Pあり



農業協同組合 詳細MAP2図 E-5

年金のお受け取りは  
**JAハイナン**



吉田支店 TEL 32-1121 川尻支店 TEL 32-1161  
住吉支店 TEL 32-0115 神戸支店 TEL 32-0249  
吉田営農経済センター TEL 32-1125  
LPガスセンター フリーダイヤル: 0120-817079

■本店: 牧之原市静波73-5  
■TEL:0548-22-8000  
■FAX:0548-22-8589  
■URL:http://hainan.ja-shizuoka.or.jp/ Pあり

信用金庫 詳細MAP5図 A-3

地域一体宣言  
このまちで、あなたと  
**島田信用金庫**

年金のお受け取りは  
**「しましん」で**

◇相続税相談紹介サービス◇相続税でお悩みの方に、税理士が無料でご相談を承ります  
●ご相談いただける方・・・しましんで年金をお受け取りの方またはご予約の方  
●ご相談の内容・・・相続税、贈与税、固定資産税、遺産分割、遺言等  
●相談員・・・東海税理士会島田支部所属税理士  
●お申し込み方法・・・窓口係・営業係にお申し出ください。お電話での申込もOKです

■吉田支店 吉田町住吉1735番地の1 TEL.0548-32-1231  
■神戸支店 吉田町神戸2190番地の1 TEL.0548-32-0800

※吉田支店 詳細MAP5図A-3 神戸支店 詳細MAP2図D-2 Pあり